

「地域安全・安心まちづくり推進法」(仮称)の
早期制定等を求める意見書

近年、子どもをはじめ、地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発化しており、防犯に対する国民の関心は高まっています。「民間交番」の設置など、地域住民が自ら防犯活動を行う防犯ボランティア活動も活発化し、平成18年12月末現在で、活動する団体数は全国で3万1,931団体にも上ります。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くには、警察の力に加えて住民自らの防犯活動を欠かすことはできません。現在、住民による活動が盛り上がりを見せる中、防犯ボランティア団体の活動を多角的にサポートするための法律制定や実効ある事業への取り組みが強く求められています。

よって、江戸川区議会は、政府に対し、下記の事項を早急に実現するよう強く要望します。

記

- 1 「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動に対し、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とする内容を盛り込んだ「地域安全・安心まちづくり推進法」(仮称)を早期に制定すること。
 - 2 防犯ボランティアが「民間交番」をつくる際に、公有地や建物を貸し出したり、賃貸料補助等の財政支援を行い、防犯拠点の整備に向けて「地域安全安心ステーションモデル事業」を全国2,000カ所へと増やすこと。
 - 3 子どもの安全確保のために、スクールガードリーダー(地域学校安全指導員)等の配置を進めること。また、公園、駅など多くの地域住民が利用する場所には、子ども用の緊急通報装置の設置を促進すること。
 - 4 自治体に防犯担当窓口の設置を促進し、さらに、地域住民と自治体が地域の安全のために協力しやすい環境整備を促進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成19年10月23日

江戸川区議会議長 田 島 進

内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣
国土交通大臣、国家公安委員会委員長

あて